

下関市優良建築物等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年6月23日付け建設省住街発第63号建設省住宅局長通知。以下「国制度要綱」という。）第1の目的のため実施する優良建築物等整備事業に対する下関市優良建築物等整備事業補助金（以下第6条第2項を除き「補助金」という。）の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、国制度要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知。以下「国交付要綱」という。）及び市街地再開発事業等補助要領（昭和62年5月20日付け建設省住街発第47号建設省住宅局長通知。以下「国補助要領」という。）並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）において使用する用語の例による。

(補助対象区域)

第3条 補助金の交付の対象となる区域は、下関市立地適正化計画（令和2年1月策定）に定める都市機能誘導区域（都市拠点型）とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、優良再開発型優良建築物等整備事業、既存ストック再生型優良建築物等整備事業又は都市再構築型優良建築物等整備事業（国制度要綱第2第12号に掲げる人口密度維持タイプに該当する事業に限る。）のいずれかに該当し、かつ、次の各号のいずれにも該当する事業で、第8条第3項の規定により市長が国土交通大臣に提出し、受理された社会資本総合整備計画（国交付要綱第2第1号に規定する社会資本総合整備計画をいう。以下同じ。）に係るものでなければならない。

- (1) 関係法令に適合すると認められる建築物で、第3次下関市総合計画（令和7年3月策定）その他の市が策定した計画及び方針と整合していると市長が認めるものであること。

(2) 整備する建築物の用途は、風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供しないものであること。

(3) 優良再開発型優良建築物等整備事業に係る建築物（当該建築物に付属する駐車場その他の施設を除く。）にあつては、不特定多数の者の利用が想定される商業施設又は公益施設（市長が認める施設に限る。）のいずれかに複合して整備するものであること。

（補助対象事業者）

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 市税（法人以外の団体（以下「団体」という。）にあつては、当該団体の会則、規約等に定める役員に係る市税）を滞納していないこと。

(2) 暴力団員でない（法人及び団体にあつては、その構成員（役員を含む。）が暴力団員でない）こと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国補助要領第5第3項（同項の表 イ 調査設計計画に掲げる費用並びに補助対象事業に係る消費税及び地方消費税相当額を除く。）に定めるところによるものとし、その範囲は、住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成12年3月24日付け建設省住備発第42号、住整発第27号、住防発第19号、住街発第29号、住市発第12号建設省住宅局長通知）第2に定めるところによる。

2 補助対象経費には、他の補助金の交付を受ける場合の当該補助金の対象となった経費（当該補助金の対象となる予定の経費を含む。）を含まない。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2（算出した額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。）以内とする。

（事前協議等）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業に着手しようとする

る年度の前年度において、市長が別に定める期間中に、下関市優良建築物等整備事業計画（変更）案協議申出書（様式第1号。以下「協議申出書」という。）を市長に提出し、その内容について協議しなければならない。

2 協議申出書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 次に掲げる事項を記載した書類

- ア 補助対象事業の施行の目的及び内容
- イ 計画地の概要及び現状の土地利用
- ウ 全体事業計画
- エ 全体工程
- オ 資金計画（事業計画全体の収支を示したものをいう。）
- カ 支出金の明細
- キ 資金調達計画
- ク 補助金の交付申請額の算定方法及び経費の配分
- ケ 補助金の交付申請額の算出方法の明細
- コ 費用便益の分析
- サ 補助対象事業の施行区域内の権利者の一覧及び当該権利者に係る補助対象事業の実施の同意書
- シ その他市長が指示する事項

(2) 建築物の計画図面（平面図、断面図、立面図等）

(3) 建築予定地の現況写真

(4) 公図並びに土地及び建物（既存の建物がある場合に限る。）の登記事項全部事項証明書

(5) 申出を行う者が個人の場合は、住民票の謄本及び市税滞納なし証明書

(6) 申出を行う者が法人の場合は、当該法人に係る次に掲げる書類

- ア 履歴事項全部証明書の謄本
- イ 定款の謄本
- ウ 事業概要を説明する資料
- エ 市税滞納なし証明書

(7) 申出を行う者が団体の場合は、当該団体に係る次に掲げる書類

- ア 会則、規約等

イ 役員名簿及び会員名簿

ウ 事業概要を説明する資料

エ 役員に係る住民票の謄本及び市税滞納なし証明書

(8) その他市長が指示する書類

3 市長は、第1項の規定による協議の結果、協議申出書及び前項の添付書類（以下「事業計画案」という。）の内容が適当であると認めるときは、当該事業計画案の内容に即した社会資本総合整備計画を作成し、国土交通大臣に提出するものとする。

4 市長は、前項の規定により提出した社会資本総合整備計画が受理されたときは、当該社会資本総合整備計画に係る事業計画案を補助金の交付に係る事業計画（以下「事業計画」という。）として承認するものとし、その旨を下関市優良建築物等整備事業計画（変更）案協議結果通知書（様式第2号。以下「協議結果通知書」という。）により当該事業計画案を提出した者に通知するものとする。

5 市長は、第1項の規定により提出された事業計画案の内容が不相当であると認めるとき、又は第3項の規定により国土交通大臣に提出した社会資本総合整備計画が受理されなかったときは、事業計画案を事業計画として承認しないものとし、その旨を協議結果通知書により当該事業計画案を提出した者に通知するものとする。

6 第4項の規定による通知を受けた者は、その事業計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長と協議の上、協議申出書に市長が指示する書類を添付して、これを市長に提出し、その承認を受けなければならない。

7 第3項から第5項までの規定は、事業計画の変更について準用する。

（補助金の交付申請）

第9条 前条第4項の規定による通知を受けた者は、下関市優良建築物等整備事業補助金交付（変更）申請書（様式第3号。以下「補助金交付申請書」という。）に次の書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 協議結果通知書の写し

(2) 申請を行う者が個人の場合は、住民票の謄本及び市税滞納なし証明書

(3) 申請を行う者が法人の場合は、当該法人に係る次に掲げる書類

ア 履歴事項全部証明書の謄本

イ 定款の謄本

ウ 事業概要を説明する資料

エ 市税滞納なし証明書

(4) 申請を行う者が団体の場合は、当該団体に係る次に掲げる書類

ア 会則、規約

イ 役員名簿及び会員名簿

ウ 事業概要を説明する資料

エ 役員に係る住民票の謄本及び市税滞納なし証明書

(5) その他市長が指示する書類

2 前条第4項の規定による通知に係る補助対象事業（以下「補助事業」という。）の実施期間が複数年度にわたる場合は、前項の規定による申請は、当該実施期間に係る年度ごとに行わなければならない。

3 市長は、前項の規定により2年度目以降の補助金の交付の申請を受ける場合において、既に提出を受けた補助金の交付の申請に係る書類に変更がない書類については、その提出を省略させることができる。

（補助金の交付決定）

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとし、その旨を下関市優良建築物等整備事業補助金交付（変更）決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

3 市長は、第1項の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、その旨を書面により当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第11条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補

助事業者」という。)は、当該補助金の交付の決定又はこれに付された条件に不服があるときは、同条第1項の規定による通知の日から起算して15日以内に下関市優良建築物等整備事業補助金交付申請取下げ書(様式第5号)により、当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により補助金の交付の申請が取り下げられたときは、当該申請に係る第8条第1項の規定による協議及び補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の変更)

第12条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ補助金交付申請書により市長に申請しなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

- 2 第10条の規定は、補助事業の変更の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「条件」とあるのは、「既に付した条件を変更し、又は新たな条件」と読み替えるものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第13条 補助事業者は、第10条第1項の規定による通知を受けた後に、補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、市長に下関市優良建築物等整備事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助事業の中止又は廃止の適否について、下関市優良建築物等整備事業中止(廃止)承認(不承認)通知書(様式第7号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

- 3 前項の規定により補助事業の廃止が承認されたときは、補助金の交付の決定は、その承認と同時に取り消されたものとみなす。

(補助事業の繰越)

第14条 補助事業者は、補助事業(その年度に補助金の交付の決定があった部分に限る。)が当該年度内に完了しない見込みとなったときは、速やかに下関市優良建築物等整備事業繰越承認申請書(様式第8号)を市長に提出し、

その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助事業の繰越しの適否について、下関市優良建築物等整備事業繰越承認（不承認）通知書（様式第9号）により、当該申請をした者に通知するものとする。
（補助事業の推進）

第15条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、適切に補助事業を推進しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付の決定があった日から補助事業が完了する日までの間、市長が補助事業の実施状況の報告を求めたときは、その日から30日以内に下関市優良建築物等整備事業遂行状況報告書（様式第10号）により市長に報告しなければならない。

（検査等）

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助事業の施行に関し必要な指示をし、又は第22条の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

（実績報告）

第17条 補助事業者は、補助事業（その年度に補助金の交付の決定があった部分に限る。）が完了したとき、又は第13条第2項の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、その完了した日若しくは当該廃止の承認の通知の日から起算して20日経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、下関市優良建築物等整備事業完了実績報告書（様式第11号。廃止の場合にあっては、出来形に係る部分に限る。）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

（1）補助事業の完了写真（廃止の場合にあっては、出来形の写真）

（2）その他市長が必要と認める書類

- 2 補助事業者は、第14条第2項の規定により補助事業の繰越の承認を受けたときは、補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月20日までに、出来形に係る下関市優良建築物等整備事業年度終了実績報告書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第18条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出があったとき（補助事業の廃止のときを除く。）は、その内容を審査し、又は必要に応じて行う現地調査等の結果、補助事業が適切に実施されたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、下関市優良建築物等整備事業補助金額確定通知書（様式第13号）により当該提出をした者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第19条 市長は、前条の規定による審査又は現地調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、期限を指定してこれらに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して指示することができる。

2 第17条第1項の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の交付請求)

第20条 第18条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、下関市優良建築物等整備事業補助金請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第21条 市長は、前条の規定による補助金の交付の請求があった場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、当該請求をした者に当該請求のあった額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第22条 補助事業者は、補助事業（当該補助事業の実施が複数年度にわたる場合にあつては、その全ての期間に係る補助事業）の施行及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類（市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。）を整備し、当該補助事業が完了した日（補助事業の実施が複数年度にわたる場合にあつては、その実施が最終の年度に係る補助事業が完了した日）の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、前項の帳簿その

他関係書類を提出させ、及び検査することができる。

- 3 補助事業者は、補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年建設省会発第74号建設事務次官通達）第1項第1号及び第2号に規定する備品を購入した場合は、台帳を作成し、当該備品の名称、種類、購入年月日、数量、購入価格、購入先等を明らかにしておかなければならない。

（交付の決定の取消し）

第23条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) この要綱に違反したとき。
- (5) 不適当な方法で補助対象事業が実施されているとき。
- (6) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

- 2 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しをしたときは、下関市優良建築物等整備事業補助金交付決定取消通知書（様式15号）により、当該取消しに係る補助事業者に通知するものとする。

- 3 前2項の規定は、第18条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

（補助金の返還）

第24条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対して速やかにその返還を命ずるものとする。

- 2 前項の規定による命令は、下関市優良建築物等整備事業補助金返還命令書（様式第16号）を補助事業者に通知することにより行う。

（財産の処分の制限）

第25条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(その他)

第26条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が指示する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年1月31日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和9年度以前の予算に係る補助金の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。